

医師の働き方改革について

■いよいよ、令和5年度から大阪府の指定申請受付が始まります！

第一期（5～7月頃）、第二期（9～11月頃）での指定申請受付を予定しています。指定を受けるには、次の要件を全て満たす必要があります。指定申請を円滑に進めるため、4月中旬（評価センターの評価結果受領前まで）より、申請書類確認のための事前相談を実施予定ですので、ぜひご相談ください。

① 業態

・ B水準／連携B水準／C-1水準／C-2水準のいずれかに該当する。

② 勤務実態

・ 36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。 等

③ 労働時間短縮の取組・体制整備等

・ 労働時間短縮計画を作成し、評価センターの評価を受審済である。

④ 法令違反

・ 労働法制に係る違反、その他の措置がない。

■近日、大阪府の「医師の働き方改革に関する HP」を公開予定です！

新たに「医師の働き方改革に関する HP」を公開し、スケジュールや①業態に係る審査基準、指定申請書様式等を掲載予定です。

🔍 「宿日直許可」は取れましたか？

時間外労働時間を短縮するための大きな要素が、「宿日直許可」の取得です。

🔍 医療機関勤務環境評価センター（評価センター）へ受審申請をしましたか？

評価センターでの評価には、少なくとも4か月程度要する見込みです。

できるだけ早く評価受審を行わないと、府の申請受付に間に合わなくなりますので、ご注意ください！

🔍 医療機関勤務環境評価センター

宿日直許可を取得するには、どうしたら良いかお困りの時や、医師の働き方改革を進める上でお困りのことがあれば、大阪府医療勤務環境改善支援センターに、迷わずご相談ください。

大阪府医療勤務環境改善支援センター（一般社団法人大阪府私立病院協会内）

〒543-0074 大阪市天王寺区六万体町 4-11 大阪府病院年金会館 3F

（大阪メトロ谷町線 四天王寺前夕陽ヶ丘駅 3番出口より徒歩1分）

電話：06-6776-1711 FAX：06-6776-1618

🔍 大阪府 勤改センター

担当 大阪府 健康医療部 保健医療室

医療対策課 医療人材確保グループ

代表 06-6941-0351（内線 2530）